

産業廃棄物処理業等許可に係る経理的基礎の審査ガイドライン

平成23年4月1日

1 目的

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設（以下「産業廃棄物処理業等」という。）の許可基準である経理的基礎については、国の通知（平成4年衛環第233号、平成12年衛産第79号（平成18年一部改正））により、その判断基準、留意事項などが示されている。

このガイドラインは、事務の統一と手続きの透明化を図り、もって円滑かつ公正な審査事務に資するため、これらの国の通知に則って、審査を行ううえでの考え方や審査を進める手順をより実務向けに明確化にし、経理的基礎の審査の指針及び手順を定めるものである。

2 審査の指針

まず、審査にあたり、経理的基礎を有すると認められるための申請者の状態を審査の指針として明確にする。

国の通知には、簡易的な判断基準として「利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましいものと考えられる（少なくとも債務超過の状態でないことが相当である。）」（平成12年衛産第79号）が示され、その他、審査の際のいくつかの留意事項が示されている（平成4年衛環第233号、平成12年衛産第79号）。これらの国の通知から、経理的基礎を有すると認められるための申請者像についての考え方を読み取ることができる。

そこで、このガイドラインでは、審査の指針として、経理的基礎を有すると認められるための申請者の状態を申請ごとに次のとおり規定する。

（1）収集運搬業・中間処分業

申請者の施設等の能力に見合った適正な数量の廃棄物を受け入れることから得られる妥当な額の収益によって、適正な処理や維持管理に要する費用、事業の用に供する施設の整備に要する費用、その他適正な事業運営に必要な費用をまかなったうえで中長期的に利益が確保できる見込みがあり、資金の借入をする場合にあっては、事業の継続性が認められ得るほどに、着実に借入金の返済が見込まれ得る者であること。

（2）最終処分業

申請者の施設の容量等に見合った適正な数量の廃棄物を受け入れることから得られる妥当な額の収益によって、適正な処理や維持管理に要する費用、事業の用に供する施設の整備に要する費用、埋立処分終了後の維持管理に要する費用（維持管理積立金）、その他適正な事業運営に必要な費用をまかなったうえで中長期的に利益が確保できる見込みがあり、資金の借入をする場合にあっては、埋立処分終了時までに着実に借入金の返済が見込まれ得る者であること。

(3) 施設許可

申請者の施設の設置に必要な初期費用のための資金調達が実行可能であることが見込まれ、適正かつ妥当な事業収益によって、適正な施設の維持管理に要する費用、その他適正な事業運営に必要な費用をまかなったうえで中長期的に利益が確保できる見込みがあり、施設の設置等に要する資金の借入をした場合にあっては、着実に借入金の返済が見込まれ得る者であること。

なお、これらの規定は、審査の指針として、経理的基礎を有するとされる申請者のプロトタイプを示したものであって、個別の申請においては変則的なケースもあり得るが、この指針を念頭に審査をおこなうこととする。

3 審査書類

ここでは、審査のために必要な書類を以下のとおり整理する。まず、廃棄物処理法施行規則及び平成12年衛産第79号通知に示された添付書類（以下「基本書類」という。）がある。次に、基本書類によって経理的基礎を有すると認められない場合に、追加して提出を求めるべき書類（以下「追加書類」という。）がある。

(1) 基本書類

① 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表（又は決算書一式）

平成23年改正の施行規則により、会社法の改正に伴う措置として、貸借対照表、損益計算書に加え、株主資本等変動計算書及び個別注記表の添付が規定された。審査の実務においては、これまでも決算書類一式が添付されることがほとんどであったため、改正による影響は少ないが、株主資本等変動計算書及び個別注記表の添付が必須とされたことに留意すること。

② 事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類

今後5年間（最終処分業にあっては埋立処分終了まで）の事業の開始及び継続に要する一切の資金の総額とその資金の調達額を記載させること。なお、次項（2）の②の収支・資金計画書の提出を求める場合には、それとの整合についても留意すること。

③ 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）

確定申告書は、税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写しを添付させるものとし、決算書及び納税証明書と突合させることで決算書の真正を確認すること。

(2) 追加書類

① 事業計画書

今後5年間（最終処分業にあっては埋立処分終了まで）についての計画とし、次

の内容を含むこととする（書式1）。これは、②の収支・資金計画書を評価する基礎資料となるものである。

- ・ 直前3年の事業評価（赤字・債務超過等の要因）
- ・ 今後の事業環境の見通し（取引先、技術開発、新規事業などの見通し）
- ・ 今後の設備投資の見通し（施設の設置・改修・更新など）
- ・ 改善方策（収益改善策、経費節減策など具体的に）

② 収支・資金計画書及び売上高の内訳書

今後5年間（最終処分業にあつては埋立処分終了まで）についての計画とし、書式2-1、書式2-2によることとする。

③ その他、個別事案によって知事が必要と認める書類

個別事案によっては、①②以外に、金融機関からの融資証明書、役員等からの借入の裏づけとして個人の資産状況を証する書面、関連会社等との債務保証等契約書、借入先との返済計画書など、必要に応じて提出を求めることとする。

※ 追加書類については、上記①②に代えて、中小企業診断士、公認会計士等の診断書等も可とするが、内容として必ず上記①②の内容を含むものでなければならない。

4 審査手順

(1) 直前3年の貸借対照表及び損益計算書を審査

平成12年衛産第79号通知の判断基準に則って、「直前期の自己資本比率」、「直前3年の損益平均値」、「直前期の損益」の3つの指標により、下記の表に当てはめて各ケースに応じた審査を行うこととする。なお、「利益（損失）」については、法人税等の控除後の「当期純利益（当期純損失）」を採用することとする。

直前期の 自己資本比率	直前3年 損益平均値	直前期損益	提出書類	ケース名
1割以上	黒字	黒字	基本書類	ケース1
		赤字	基本書類	ケース2
	赤字	黒字	基本書類	ケース3
		赤字	基本書類+追加書類	ケース4
1割未満（債務 超過でない）	黒字	黒字	基本書類	ケース5
		赤字	基本書類+追加書類	ケース6
	赤字	黒字	基本書類+追加書類	ケース7
		赤字	基本書類+追加書類	ケース8
マイナス（債務 超過）	—	—	基本書類+追加書類	ケース9

＜ケース1～3、ケース5の場合＞

基本書類によって審査を行う。事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類の内容が、著しく合理性、確実性を欠くものでなければ、納税証明書により未納がないことを確認したうえで、経理的基礎を有するものと判断することとする。

ただし、ケース2、ケース3にあっては、申請者から、直前期が赤字（ケース2）又は平均損益が赤字（ケース3）の要因を聴き取り、それが特殊的又は一時的な要因によるものではなく、定常的又は継続的な要因によるものと判断される場合には、追加書類を求めることとする。

＜ケース4、ケース6～9の場合＞

基本書類に加え追加書類を求めて審査を行う。審査の概要は、基本書類のうち、「事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類」に総額で示された今後5年間（最終処分業にあっては埋立処分終了まで）の事業収支の見込みについて、今後5年間（最終処分業にあっては埋立処分終了まで）各年の収支・資金計画として具体的に審査を行うものであるが、その審査手順については、次項（2）以下で示す。

（2）事業計画書の評価

まず、追加書類のうち事業計画書を評価する。評価のポイントは以下のとおり。

- a) 「直前3年の事業評価」における赤字・債務超過等の要因の説明が、直前3年の決算書に照らして合理的な内容となっていること。
- b) 「今後の事業環境の見通し」が、（特に資金面で）著しく合理性を欠く内容となっていないこと。
- c) 「今後の設備投資の見通し」が、施設の耐用年数、更新時期、事業計画などに照らして妥当な内容となっていること。
- d) 「改善方策」が、「直前3期の事業評価」における赤字・債務超過等の要因を踏まえた内容であり、また、過去の決算書及び今後の事業の見通しに照らして妥当な内容となっていること。

（3）収支・資金計画書及び売上高の内訳書の審査

事業計画書が妥当なものと認められれば、その事業計画書の内容に沿って作成された収支・資金計画書及び売上高の内訳書の内容を審査する。

① 収支計画（「売上高の内訳書」を含む）の妥当性

書式2-1「収支・資金計画書」のうち、「A売上高」から「M当期純利益」までの「収支計画」（「売上高の内訳書」を含む。）の妥当性を以下の点に留意しながら審査し、中長期的に利益が出る計画であるか否かを判断する。

- a) 売上高や経費は直前3年の決算書における実績額に照らして妥当なものがあること。

- b) 売上高は、施設等の能力、人員などからみて妥当な処理量により見込まれたものであること。
- c) 処理単価は、著しく妥当性を欠くような価格となっていないこと。
- d) 適正な処理や維持管理のための費用が妥当な額で経費として見込まれていること。特に、施設の整備のための費用、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用、処理後の廃棄物の処分委託費用、埋立処分終了後の維持管理に要する費用（維持管理積立金）などが見込まれるものであること。
- e) 処理後の再生品の売却による収益が見込まれている場合には、売却先、売却数量、売却価格などが著しく妥当性を欠くようなものとなっていないこと。
- f) その他、国の通知の留意事項に留意すること。

② 資金計画の妥当性、確実性

書式2-1「収支・資金計画書」のうち、「①前期繰越金」から「⑦次期繰越金」までの「資金計画」の妥当性、確実性を以下の点に留意しながら審査し、中長期的に着実に借入金が返済される計画であるか否かを判断する。

- a) 設備投資の計画がある場合には、施設の設置、改修、更新などの今後の設備投資の見通しに沿ったものであること。また、妥当な積算に基づいた額となっていること。
- b) 借入金により資金を調達する場合には、借入先、借入条件等を示させることとし、必要に応じて、借入先の融資証明書、借入先の財務状況を証する書類（借入先が金融機関の場合は不要とし、借入先が役員等であれば個人の資産状況を証するものとして預貯金の残高証明書などを、借入先が関係会社等であれば当該会社の決算書類などをいう。）の提出を求め、資金調達の確実性を判断すること。
- c) 現に有している借入金の返済については、必要に応じて、返済状況証明書、借入先との返済計画書、債務保証がある場合には債務保証契約書などの提出を求め、今後の返済の見通しを判断すること。
- d) 上記以外にも資金計画に疑義がある場合には、必要に応じて、その裏づけとなる書類を求めて、その確実性を判断すること。

(4) 経理的基礎の有無の判断

上記の手順により、今後5年間（最終処分業にあつては埋立処分終了まで）の収支・資金計画について十分な審査を行ったうえで、中長期的に（最終処分業にあつては埋立処分終了までに）、事業を的確にかつ継続して行うに足りると認められ得るほどに、利益の確保が見込まれ、確実に事業に必要な資金の調達ができることが見込まれ、かつ、着実に借入金の返済がなされることが見込まれ得る計画であれば、経理的基礎を有すると判断することとする。

しかし、上記の手順によって審査を行なってもなお、事業を的確にかつ継続して行なうに足りると認められ得るまでには、利益の確保、資金の調達、又は借入金の返済の計画に疑義が生じるような場合には、必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士などの専門家からの意見を聴取したうえで、慎重に判断することとする。

5 その他

(1) 申請者が個人の場合

申請者が個人の場合であっても、基本的な審査の考え方は変わるものではなく、このガイドラインで示した審査手順に準じて審査を行なうこととする。なお、具体的な留意事項は以下のとおりとする。

- a) 審査書類については、基本書類が、事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、資産（及び負債）に関する調書、所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（確定申告書の写し及び納税証明書）であり、追加書類は法人の場合のものと同様とする（ただし、収支・資金計画書は書式3（個人用）によること）。
- b) 「直前期の資産状況」、「直前3年の所得税の納税状況」により、下記の表に当てはめ審査を行なうこととする。ただし、必要に応じて、追加書類を求めることを妨げるものではない。

直前期の資産状況	直前3年の 所得税の納税状況	提出書類
資産 \geq 負債	納税が発生している年がある。	基本書類
	毎年、納税が発生していない。	基本書類+追加書類
資産<負債	—	基本書類+追加書類

- c) 納税状況については、「納税が発生していない」場合でも、青色申告特別控除前の金額（白色申告では収支内訳書の所得金額）がプラスであれば、「納税が発生している」ものとして取り扱うこととする。

(2) 申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年未満の場合

申請に係る産業廃棄物処理業等（産業廃棄物処理施設の許可を除く）の営業実績が3年未満の場合には、4の審査手順にかかわらず、以下の点に留意し、基本書類と追加書類により審査を行なうこととする。

- a) 申請に係る産業廃棄物処理業等が新規事業となる場合には、設備投資の見通しとその資金調達の確実性について留意すること（例えば、他の都道府県で収集運搬業の営業実績がなく、三重県の収集運搬業の新規申請をする場合など）。
- b) 申請に係る産業廃棄物処理業等とは違う事業における営業実績が3年以上ある場合でも、申請に係る産業廃棄物処理業等の営業実績が3年未満であれば、このケ

ースにあたること（例えば、収集運搬業の営業実績が3年以上で中間処分業の新規申請があった場合など）。

（３） 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の設置許可申請にあつては、4の審査手順にかかわらず、以下の点に留意し、基本書類と追加書類により審査を行なうこととする。

- a) 産業廃棄物処理施設の設置に要する設備投資額の積算の妥当性、その資金調達の確実性について審査を行なうこと。
- b) 事業収益によって、中長期的に利益が確保され、借入金の返済が可能かどうかについて審査を行なうこと。

（４） 収支・資金計画書等の作成期間について

事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、改善計画書、収支・資金計画書の作成期間については、基本的に今後5年間について作成させることとするが、以下の場合のほか必要に応じて妥当な期間をもって作成させることとする。

- a) 許可申請とあわせて優良認定の申請がなされた場合には、事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類は、今後7年間について作成させること。
- b) 最終処分業の許可申請にあつては、事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、改善計画書、収支・資金計画書は、埋立処分終了時までについて作成させること。
- c) 産業廃棄物処理施設の許可申請にあつては、事業の開始（及び継続）に要する資金の総額及びその資金の調達を記載した書類、改善計画書、収支・資金計画書は、今後10年間について作成させること。ただし、埋立処分場の許可申請にあつては、埋立処分終了時までについて作成させること。

（５） このガイドラインの適用について

三重県における産業廃棄物処理業等の許可申請においては、原則として、このガイドラインに基づいて経理的基礎の審査を行うものとするが、あくまでも、このガイドラインは三重県における経理的基礎の審査の方針を示したものであるから、このガイドラインの趣旨に則って審査が行なわれる限り、個別の申請の審査において弾力的に運用されることを妨げるものではない。